

#### 4 障害福祉サービス等に係る留意事項等について／訪問系サービスについて



## 訪問系サービスについて

### (1) 重度訪問介護の対象拡大について

#### ① 重度訪問介護従業者の研修について

重度訪問介護の対象拡大の施行に伴い、平成26年度より重度訪問介護従業者養成研修を見直し、主として行動障害を有する者を支援する重度訪問介護の研修として「行動障害支援課程（仮称）」を新たに設けることとしている。重度訪問介護に従事する者については、従来の肢体不自由者に対応する「基礎課程」「応用課程」「統合過程」又は行動障害を有する者に対応する「行動障害支援課程（仮称）」のいずれかを受講していればその要件を満たすこととなる。したがって、既に重度訪問介護に従事しているヘルパーは改めて研修を受講することなく行動障害を有する者の支援に従事することが可能であるが、利用者の状態に即した研修の課程を修了していることが望ましいことから、その旨を報酬告示の留意事項通知に盛り込む予定としている。

重度訪問介護従業者養成研修は、「居宅介護職員初任者研修等について（平成19年1月30日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」に基づき、各都道府県において行っているところであるが、新たに設ける「行動障害支援課程（仮称）」についても、従前のおり同通知に基づき研修を実施する者の指定等を行っていただくこととなるので、ご了解願いたい。

また、本課程の内容は、平成25年度より実施している強度行動障害支援者養成研修と同様のものとするとしているので、都道府県におかれては、強度行動障害支援者養成研修の実施機関を含め、行動援護従業者養成研修の実施機関、その他適切に研修が実施できる機関を重度訪問介護従業者養成研修の実施機関に指定するなどご配慮願いたい。（関連資料①（85頁））

なお、既に重度訪問介護従業者養成研修を実施する機関として指定を受けている事業者が新たに「行動障害支援課程（仮称）」も実施する場合は、改めて指定する必要はないが、都道府県に対してカリキュラム等の追加・変更の届出を行う必要があるため、その旨を周知いただきたい。

#### ② 行動障害を有する者に対する重度訪問介護の支給決定について

行動障害を有する者に対する重度訪問介護の支給決定に際しては、行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントを踏まえて障害特性や環境調整の必要性などが盛り込まれたサービス等利用計画が作成されていることが必要であり、そのために相談支援事業者を中心とした連携の下で、サービス担当者会議等において支援方法等を共有していただく必要があるため、その旨管内市町村及び相談支援事業者にも周知願いたい。

知いただきたい。(関連資料②(86頁))

また、行動障害を有する者に対する重度訪問介護の報酬算定に当たっては、上記の取扱いを経た上で重度訪問介護を行った場合に所定単位数を算定できる扱いとするので、ご留意願いたい。

アセスメントの基本的な考え方については、関連資料③(87頁)に示すとおりであるが、平成25年度障害者総合福祉推進事業(実施団体:独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみの園)において作成された研修テキスト(近日中にのぞみの園のホームページに掲載予定)の中で標準的なアセスメント例が示されているところであるのでご活用願いたい。(関連資料④(88頁))

なお、アセスメントの基本的な考え方をお示しした通知を別途発出する予定であるので、ご了知願いたい。

### ③ 重度訪問介護の対象拡大に伴う行動援護の利用について

行動障害を有する者が重度訪問介護を利用するに当たっては、行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整を経る必要がある。

行動援護については、従来は外出時の支援を基本としていたところであるが、上記のアセスメント等のために必要であることがサービス等利用計画などから確認できる場合には、必要な期間内において、居宅内での行動援護の利用を可能とする取扱いとすることとしているので、このような支給決定が円滑に行われるよう、ご配慮願いたい。

## (2) 同行援護の従業者要件に係る経過措置について

居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者については、同行援護従業者養成研修一般課程を修了したものとみなす取扱いとしているところであるが、当該措置は平成26年9月30日までが期限となっている。

このため、各都道府県におかれては、この旨を管内の事業者にも周知するとともに、計画的に同行援護従業者養成研修を実施することにより、同行援護従業者の確保を図られたい。

なお、同行援護従業者の研修受講状況に関する調査を今後行う予定であるので、ご協力願いたい。

## (3) 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務について

### ① 支給決定事務における留意事項について

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」(平成19年4月13日付事務連絡)において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めてご留意の上、適切に対応していただきたい。

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ

支給決定基準(個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準)を定めておくこと

イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること

ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害程度区分のみならず、全ての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」(支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合)として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

## ② 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について

65歳以上の障害者については、介護保険法が優先的に適用される一方で、サービスの支給量・内容が介護保険制度では十分に確保されない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乗せしてサービスを受けられる仕組みとなっている。

障害者の中には、ALS(筋萎縮性側索硬化症)や全身性障害などで介護保険制度が想定するサービス量を超える重度の障害を持つ方々もいるため、このような方々が十分なサービスを受けられるよう、利用される方々の意向を丁寧に聴取するなど、個々の実態を十分に把握した上で、「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知)を踏まえ、介護保険法によるサービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乗せしてサービスを受けられるようにするなど、適切な運用に努められたい。

なお、このような重度の事例においても、状態の変化によりサービスの必要量が増減する場合があるが、介護保険利用前に必要とされていたサービスが、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。

## ③ 重度訪問介護等の適切な支給決定について

重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」(平成19年2月16日付事務連絡)において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて

ご留意の上、対応していただきたい。

ア 平成 21 年 4 月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を 30 分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の想定している「同一箇所長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが 1 日に複数回行われる場合の 1 回当たりのサービスについて 30 分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。

イ これまでに、利用者から「短時間かつ 1 日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを 1 日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

ウ 「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない」といった声も寄せられているところである。重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが 1 日に複数回提供される場合であっても 1 回当たりのサービスについては基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

#### ④ 居宅介護におけるサービス 1 回当たりの利用可能時間数について

居宅介護は、身体介護や家事援助などの支援を短時間に集中して行う業務形態を想定しており、必要に応じて、1 日に短時間の訪問を複数回行うなど、利用者の生活パターンに合わせた支援を行っているところである。

このため、支給決定事務等に係る事務連絡において、支給決定を行った障害者等に交付する受給者証に、居宅介護についてはサービス 1 回当たりの利用可能時間数を記載することとしており、また、目安として、サービス 1 回当たりの標準利用可能時間数を「身体介護 3 時間まで、家事援助 1.5 時間まで」と示しているところである。

支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うことが必要であり、居宅介護のサービス 1 回当たりの利用可能時間数についても、標準利用可能時間数を一律に適用するのではなく、必要な場合は、標準利用可能時間数を超える時間数を設定するなど、一人ひとりの事情を踏まえた支給決定をすることが必要であることに留意されたい。

また、平成 24 年 4 月より、利用者のニーズに応じた家事援助サービスが提供され、より多くの利用者が家事援助を利用することができるよう、

居宅介護の家事援助の時間区分を30分間隔の区分けから15分間隔の区分けへと見直し、実態に応じたきめ細やかな評価を行うこととしたところであるが、支給決定に当たっては、これまでどおり一人ひとりの事情を踏まえた支給決定をすることが必要であることに変わりはないものである。

#### (4) 国庫負担基準の適切な適用について

国庫負担基準については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、各サービスの障害程度区分ごとに利用人数に応じて算定することとしているところであるが、重度障害者等包括支援の対象となる者については、重度障害者等包括支援を利用していない場合であっても以下の単位数が適用できることとなっている。

重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、同行援護、行動援護又は重度訪問介護を利用する者の国庫負担基準	
区分6	63,400単位
介護保険対象者	32,060単位

国庫負担基準の算定に当たっては、利用者の個別の状態を把握した上で、適切な単位の適用をしていただくよう、管内市町村に周知いただきたい。

なお、平成26年度からは、障害支援区分における行動関連項目等の点数がシステム上で表示される仕様となるので、ご活用願いたい。

#### (5) その他

##### ① 難病患者等の居宅介護等の利用について

平成25年度より、難病患者等については、障害者総合支援法の対象とされたところである。従来の難病患者等ホームヘルプサービス事業を実施していた市町村においては障害福祉サービスでの居宅介護の利用が見込まれるところであるが、難病患者等ホームヘルプサービス事業を実施していなかった市町村においても、居宅介護のニーズを把握するとともに、各都道府県におかれては、衛生部局とも連携の上、管内市町村及び医療機関等の関係機関に対しても周知を図るなどの配慮をお願いする。

##### ② 障害支援区分への見直しに伴う行動援護の基準の変更について

障害支援区分への見直しに伴い、行動援護及び重度障害者等包括支援の行動関連項目に関する基準を、従来の項目を踏襲した12項目とし、基準点は10点以上とすることとしている。これに伴い、生活介護の人員配置体制加算等の対象者となる基準についても変更となるのでご留意願いたい。(関連資料⑤(89頁))

なお、「介護給付費等の支給決定等について（平成 19 年 3 月 23 日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」において、障害程度区分認定の有効期間を 3 年を基本とする取扱いは従前のおりであるが、従来の障害程度区分認定において行動援護等の基準に該当すると認められた者については、当該程度区分が有効である期間中は、これらの基準に該当するものとして取り扱うものであり、改めて区分認定を行う必要はないので、ご留意願いたい。

③ 行動援護従業者養成研修の見直しについて

行動援護従業者養成研修については、強度行動障害支援者養成研修の内容も活用しつつ見直しを検討することとしているが、具体的な見直しは平成 27 年度以降になることから、平成 26 年度においては従来のカリキュラムにより行動援護従業者養成研修を実施されたい。

## 重度訪問介護の対象拡大について

### ① 新たに重度訪問介護の対象となる者の範囲について

#### (対象者の要件について)

重度訪問介護の対象については、現在「重度の肢体不自由者」とされているところであるが、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」において、その対象が「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの」とされ、平成 26 年 4 月より施行される。

新たに重度訪問介護の対象として追加となる者については、「障害者の地域生活の推進に関する検討会（以下「検討会」という。）」における検討結果を踏まえ、「知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するもの」とすることとしている。

なお、行動障害を有しない者については、今回拡大される重度訪問介護の対象とはならないが、居宅介護等における取り扱いは従来通りである。また、検討会においては、現時点での課題についての検討状況等も勘案しつつ、引き続き検討する必要があるとされたところであるのでご留意願いたい。

対象者の具体的な要件については次の通りである。

- 障害支援区分 4 以上
- 現行の障害福祉サービスにおける障害程度区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等（11 項目）の合計点数が 8 点以上である者（平成 26 年度からの障害支援区分への変更に伴い、認定調査項目や選択肢の変更が行われることを踏まえ、所要の見直しを行う予定）

### ② 対象拡大後のサービス提供事業者の基準等について

#### (指定基準等について)

指定基準については、現行のとおりとする。ただし、従事者の要件については関係告示において厚生労働大臣が定めるものとされているところであるが、以下のとおり見直すこととしている。

報酬についても、原則として現行のとおりとするとしている。

「事業の主たる対象とする障害の種類」を定めることができる運営規定については、肢体不自由者と知的障害者・精神障害者の障害特性が異なることに配慮する必要があることから、「主として肢体不自由者に対応する重度訪問介護」と、「主として行動障害を有する者に対応する重度訪問介護」を標榜できることとする。

従事者の要件については、「主として肢体不自由者に対応する研修」又は「主として行動障害を有する者に対応する研修」（今後、関係告示の改正により新設予定）のどちらかを受講していれば基準を満たすこととなるが、それぞれの障害特性に応じた研修を受講しておくことが望ましい旨を、別

途、事務連絡等で周知を図る予定である。なお、都道府県におかれては、肢体不自由と行動障害を有する者の双方を対象とする事業者もあり得ることに鑑み、必要な場合には双方の研修を受講することができるようご配慮願いたい。

#### **(重度訪問介護従業者の研修について)**

主として肢体不自由者に対応する重度訪問介護の研修は従来どおりとするが、主として行動障害を有する者に対応する場合は、専門性を確保するため、行動障害を有する者の障害特性に関する研修を新たに設定することとしている。

具体的な研修の内容については、強度行動障害支援者養成研修と同等の内容とすることとしている。このため、強度行動障害支援者養成研修のカリキュラムについて、平成 26 年 4 月の施行に間に合うよう通知する予定である。

なお、行動援護従業者養成研修についても、強度行動障害支援者養成研修の内容も活用しつつ見直しを検討することとしているが、具体的な見直しは平成 27 年度以降となることから、平成 26 年度においては従来のカリキュラムにより行動援護従業者養成研修を実施されたい。

#### **(行動援護による支援の範囲の拡大について)**

行動援護については、現行では主として外出及び外出の前後にサービスを行うものとされているところであるが、今般の重度訪問介護の対象拡大に伴い、行動障害を有する者の支援に関わるすべての事業者が支援方針や支援方法を共有できるよう、行動援護事業者が、居宅内において専門的なアセスメントによる問題行動の分析や環境調整等を行えるようにすることとしており、それに伴い、報酬告示の留意事項通知を今後改正する予定としているので、ご了知願いたい。

#### **(行動障害を有する者に対する支援について)**

行動障害を有する者に対する支援のイメージは、具体的には以下のとおりとなる。(関連資料 1)

- ・ 相談支援事業者を中心とした連携体制の下で、
- ・ 行動援護事業者等が一定期間、問題行動のアセスメントや居宅内環境調整等を行いつつ、
- ・ 居宅介護や他のサービスによる支援を行いながら、
- ・ サービス担当者会議等における連携により支援方法等の共有を進め、
- ・ 支援方法等が共有された段階で、サービス等利用計画の変更を行い、重度訪問介護等の利用を開始する。

行動障害を有する者に対する支援について留意する事項は以下の通りであるので、管内市町村及び関係事業者等に周知願いたい。

## ア 行動障害を有する者に対する支援の情報の共有について

行動障害を有する者への支援については、行動障害に専門性を有する行動援護事業者と他のサービス事業者が役割分担を明確にしつつ、全体としての連携体制を構築して支援を行う必要がある。

支援に当たっては、様々なサービス事業者が関わる中で、相談支援事業者が招集するサービス担当者会議等において、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うことが重要である。

その中で、行動障害の専門家によるアセスメント情報（問題行動の分析や環境調整等の情報）を共有することが必要である。なお、相談支援事業者、行動援護事業者、重度訪問介護事業者等の間におけるこれらの情報の共有に資するため、検討会において提示されたアセスメントシート例（関連資料2）を参考に標準的なアセスメントについて、現在、「強度行動障害支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について」（平成25年度障害者総合福祉推進事業 実施団体：独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園）において検討中であり、それを踏まえて別途お示しする予定である。

## イ 相談支援事業者が留意する事項について

サービス等利用計画における支援方針は相談支援事業者が定め、これに基づき関係事業者がサービス提供を行っていくこととなるが、その際、行動援護の利用については、アセスメント等に必要な期間等を見込んだサービス等利用計画とし、これを超えて長期に至る場合は、モニタリング時等のサービス担当者会議による現状確認のほか、必要に応じて行動障害に関する専門知識や経験を有する者から助言を得るなど、適切に次の段階に移行するよう相談支援事業者が調整を行うこととする。

上記のとおり、相談支援事業者は、行動援護事業者のアセスメントを活用してサービス等利用計画を作成することとしているが、その際、行動援護事業者のアセスメント結果のみに依存してサービス等利用計画を作成することがないように留意する必要がある。

また、行動障害を有する者の状態の変化に対応しながら地域で継続的な支援を行うことができるようにするため、相談支援事業者が行うモニタリングについても、行動援護事業者等のアセスメントを活用することとする。

なお、地域において行動援護事業者の確保が困難な場合であって市町村が認める場合については、発達障害者支援センター・障害福祉サービス事業者・施設等の職員、或いは臨床心理士などの専門家であって、行動障害に関する専門知識や経験を有する者によるアセスメント等が確保されていれば、重度訪問介護の利用ができることとする。

# 重度訪問介護の対象者拡大について

## ○対象者の要件

### 現行 重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者

〈具体的な要件〉

障害程度区分4以上であって、次のいずれにも該当する者

- ①二肢以上に麻痺等があること
- ②障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること

### 平成26年4月～ 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものを対象に追加

〈具体的な要件〉

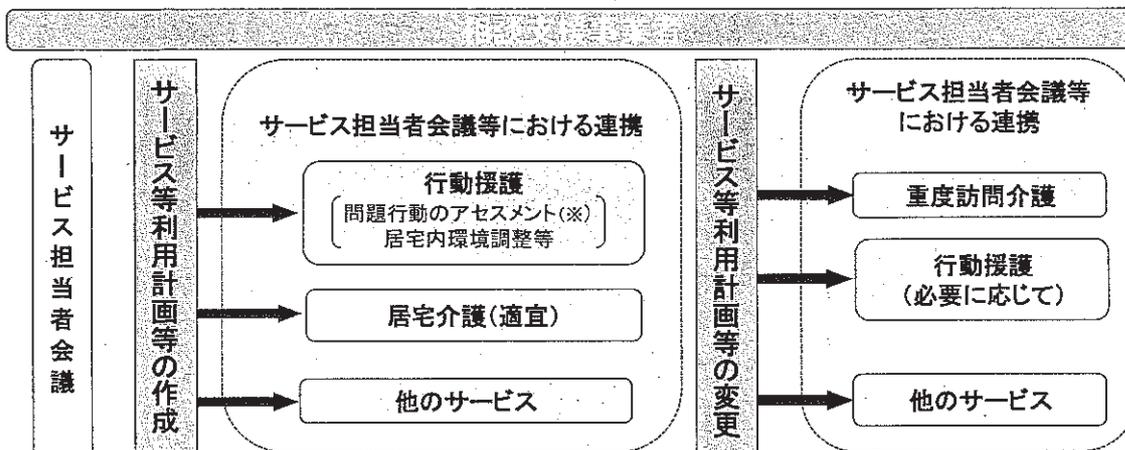
- ・障害支援区分4以上
- ・現行の障害福祉サービスにおける障害程度区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等(11項目)の合計点数が8点以上である者(平成26年度から障害支援区分への変更に伴い、認定調査項目や選択肢の変更が行われることを踏まえ、所要の見直しを行う予定)

### 重度訪問介護の対象拡大後における行動障害を有する者への支援について

行動障害を有する者に対する支援のイメージは、具体的には以下のとおりとなる。

- ・相談支援事業者を中心とした連携体制の下で、
- ・行動援護事業者等が一定期間、問題行動のアセスメント(※)や居宅内環境調整等を行いつつ、
- ・居宅介護や他のサービスによる支援を行いながら、
- ・サービス担当者会議等における連携により支援方法等の共有を進め、
- ・支援方法等が共有された段階で、サービス等利用計画の変更を行い、重度訪問介護等の利用を開始する。

### 支援の流れ(イメージ)



※ 地域において行動援護事業者の確保が困難な場合等であって市町村が認める場合については、発達障害者支援センター・障害福祉サービス事業・施設等の職員、或いは臨床心理士などの専門家であって、行動障害に関する専門知識や経験を有する者によるアセスメント等を行うことも想定。

# 同行援護従事者の資格要件について

## 【サービス提供責任者の要件】

- ・介護福祉士
- ・実務者研修修了者
- ・介護職員基礎研修修了者
- ・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- ・居宅介護職員初任者研修課程又は居宅介護従業者養成研修2級課程修了者で3年以上介護等の業務に従事した者

+

同行援護従業者養成研修  
(一般課程+応用課程)の修了者



経過措置(平成26年9月末まで)  
左に該当する場合上記研修の修了者とみなす

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

## 【従業者(ヘルパー)の要件】

同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了者



経過措置(平成26年9月末まで)  
居宅介護の従業者要件を満たす場合、同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了者とみなす

又は

居宅介護従業者の要件を満たす者

+

1年以上の視覚障害(直接処遇)に関する実務経験  
(実際従事した日数が180日以上)

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

### ※知事が認める研修

- 1 下記研修を修了していれば、同行援護従事者養成研修(一般課程)を修了したものとみなします。
  - ・視覚障害者移動支援従業者養成研修
  - ・視覚障害者移動介護従事者養成研修
  - ・ガイドヘルパー養成研修重度視覚障害者(養成)研修課程
- 2 下記研修を修了していれば、同行援護従事者養成研修(一般課程+応用課程)を修了したものとみなします。
  - ・視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修

県内で開催が予定されている同行援護従事者養成研修一覧  
(H26.3現在、申込み受付中の研修)

研修開催日	申込〆切日	実施主体	研修種別	募集定員	開催場所
H26.3.29(土) H26.4.5(土) H26.4.6(日)	H26.3.28(金)	特定非営利活動法人よ つ葉福社会	一般課程	15人	かつらぎ町内
H26.4.13(日) H26.4.20(日)	H26.4.12(土)	有限会社ポラリス	応用課程	20人	和歌山市内
H26.4.19(土) H26.4.26(土) H26.5.3(土)	H26.4.18(金)	株式会社EE21	一般課程	20人	和歌山市内
H26.4.20(日) H26.5.11(日) H26.5.25(日)	H26.4.19(土)	有限会社ポラリス	一般課程	16人	和歌山市内
H26.5.10(土) H26.5.17(土)	H26.5.9(金)	株式会社EE21	応用課程	20人	和歌山市内

※一般課程は3日間、応用課程は2日間全ての受講が必要です。

○申込み方法等の詳細は和歌山県障害福祉課ホームページでご確認ください。

○今後、上記以外に開催が決定した場合は、その都度、和歌山県障害福祉課ホームページに情報を掲載していきます。

和歌山県障害福祉課ホームページ

URL : <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/kensyu/kensyujoho.html>

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護事業所）  
における変更届出書等の提出について

1 変更届出書の提出要件

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名・生年月日・住所・職名
- (3) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- (4) 事業所の平面図
- (5) 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (6) 運営規程
- (7) 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
- (8) 役員の氏名、生年月日及び住所

に変更があった場合は、その変更の日から10日以内に変更届出書を提出してください。

(変更の届出等)

第46条（抜粋）

指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 「従業者の職種、員数及び職務の内容」の変更に伴う変更届出の特例について

上記1に関わらず、運営規程の内容のうち「従業者の職種、員数及び職務の内容」の変更に伴う変更届出書については、変更手続きの簡素化を図るため、本県では年に1度、6月中に変更届出書を提出することによってよいとしています。

【平成26年度の取扱い】

- ・提出期間 平成26年6月2日（月）から平成26年6月30日（月）
- ・提出先 事業所の所在する地域を管轄する振興局保健福祉課  
※和歌山市内に所在する事業所については和歌山市へ提出
- ・基準日 平成26年6月1日

## 《書類作成にあたっての留意事項》

- ① 「従業員の職種、員数及び職務の内容」に係る変更であっても、変更のあった事項が次に該当する場合は、変更日から10日以内に変更届出書を提出してください。
  - ・事業所の管理者の氏名及び住所の変更
  - ・サービス提供責任者の氏名及び住所の変更
- ② 平成26年3月31日から7月31日までに指定有効期限が満了となる事業所であって、指定更新を受ける事業所については、今回の「従業員の職種、員数及び職務の内容」に伴う変更届出書の提出は必要ありません。
- ③ 平成25年6月1日と平成26年6月1日を比較して、職員の員数等に変更のない場合、変更届出書の提出は必要ありません。また、平成25年7月以降、職員の員数等について変更届出書を提出済みの事業所については、直近の変更届出書からの変更が無ければ提出は不要です。(①の場合を除く)
- ④ 資格証等の写しについては、従業員全員分を添付し「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」に記載した順に添付してください。  
また、婚姻等により、資格証等の氏名が変更になっている場合は、戸籍謄本等の写しを添付してください。
- ⑤ 資格証等の写しについては、全て原本証明をしてください。
- ⑥ 変更届出書の提出にあたっては、人員基準違反とならないよう厚生労働省令等十分に確認のうえ、提出してください。

### 3 休止届書、廃止届出書について

- ・事業を休止もしくは廃止する場合は、1ヶ月前までに提出を行ってください。
- ・また、近年、実地指導の機会等を発端に、実質的には事業を行っていない休止状態の事業所が散見されます。実態に即し、休止届出書を提出する等適切な処置を行ってください。

(変更の届出等)

第46条(抜粋)

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護事業所）  
における管理者・サービス提供責任者の要件等について

1 管理者について

(1) 管理者の要件（基準省令第6条）

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

【解釈通知】

指定居宅介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。

ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、指定居宅介護の従業者である必要はないものである。

① 当該指定居宅介護事業所の従業者としての職務に従事する場合

② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

（この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、指定障害者支援施設等における勤務時間が極めて限られる職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。

(2) 管理者の責務（基準省令第30条第1項、2項）

① 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

② 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

【解釈通知】

管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に基準第二章第四節（運営に関基準）を遵守させるための指揮命令を行うものである。

## 2 サービス提供責任者

### (1) サービス提供責任者の要件（基準省令第5条第2項）

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

#### 【サービス提供責任者配置要件】

- ① サービス提供時間450時間又はその端数を増すごとに1人以上
- ② 従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
- ③ 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上（H24.4～）

※③の要件をもとにサービス提供責任者を配置する場合は前3ヶ月の利用者数の平均による。

### (2) サービス提供責任者の責務（基準省令第26条、第30条第3項）

- ① サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。
- ② サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。
- ③ サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
- ④ サービス提供責任者は、第二十六条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

#### 【解釈通知】

サービス提供責任者の中心的な業務である居宅介護計画の作成について規定したものであり、居宅介護計画は次の点に留意して作成されるものである。

- ① サービス提供責任者は、居宅介護計画の目標や内容等については、利用者及び家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価について説明を行うものとする。
- ② 居宅介護計画書の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、居宅介護計画書式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。
- ③ 居宅介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならない。
- ④ サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが居宅介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに助言、指導等必要な管理を行わなければならない。

### 3 その他

#### (1) サービス提供の記録（基準省令第19条）

- ① 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。
- ② 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

#### 【解釈通知】

基準第19条第1項は、利用者及び指定居宅介護事業者が、その時点での指定居宅介護の利用状況等を把握できるようにするため、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の提供日、提供したサービスの具体的内容（例えば、身体介護と家事援助の別等）、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたものである。

同条第2項は、同条第1項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。

#### (2) 介護給付費の額に係る通知等（基準省令第23条第1項）

指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

#### 【解釈通知】

基準第23条第1項は、指定居宅介護事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る介護給付費の額を通知することとしたものである。

#### (3) 記録の整備（基準省令第42条第2項）

指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

